

福岡女子大学学位規程

法人規程第50号

平成20年12月19日制定

令和8年3月23日改正（最終）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、本学の学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第2条 本学が授与する学位は学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

学部又は研究科	学科又は専攻又は課程	学位の種類	専攻の略号
国際文理学部	国際教養学科	学士（国際教養）	国際
	環境理学科	学士（環境理学）	環境
	生活情報科学科	学士（生活情報科学）	生情
	食・健康学科	学士（食健康学）	食健
大学院人文社会科学部 科学研究科	言語文化専攻博士前期課程	修士（文学）	文学
	言語文化専攻博士後期課程	博士（文学）	文学
	社会科学専攻博士前期課程	修士（社会科学）	社会
	社会科学専攻博士後期課程	博士（社会科学）	社会
大学院人間環境科学部 科学研究科	人間環境科学専攻博士前期課程	修士（人間環境科学）	人環
	人間環境科学専攻博士後期課程	博士（人間環境科学）	人環

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士の学位は、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

4 前項に定めるものの他、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者が、学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる。

5 本学大学院の博士後期課程の所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が再入

学しないで、博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定を準用する。

(修士及び博士の学位論文の提出)

第4条 学位論文は、指定された日時までに研究科長に提出しなければならない。

2 前項の学位論文の提出に必要な事項は、研究科教授会において定める。

(修士及び博士の学位論文の審査)

第5条 研究科長は、学位論文を受理したときは、研究科教授会に学位論文の審査を付託するものとする。

2 研究科教授会は、前項の付託を受けたときは、当該専攻内の関係教員のなかから指導教員を含め審査委員3名以上を選定し、学位論文の審査及び最終試験並びに学力の確認に関する事項を委嘱するものとする。ただし、博士論文の審査については、上記3名のなかに学外委員1名を委嘱し、加えることができるものとする。

(博士前期課程及び博士後期課程の最終試験)

第6条 最終試験は、学位論文を提出した者について、当該学位論文を中心として、これに関連する研究領域について、口述試験により行う。

(学力の確認)

第7条 第3条第4項の規定による博士の学位論文の提出があったときは、審査委員会は学位申請者の学力の確認を行う。

2 学力の確認は、博士の学位論文に関連のある分野について、筆答または口述の試問により行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行いうる場合は、試問を行わないことができる。

(学力確認の特例)

第8条 第3条第5項に規定する者が、退学後3年以内に博士の学位論文を提出した場合には、学力の確認を行わないことができる。

(研究科教授会への報告)

第9条 審査委員は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときには、直ちに、修士(文学、社会科学)については「学位(修士)論文審査及び最終試験結果報告書」(様式第1号)、修士(人間環境科学)については、「学位(修士)論文審査及び最終試験結果報告書」(様式第2号の1)及び「学位(修士)論文審査及び最終試験結果報告書:審査表」(様式第2号の2)、博士(文学、社会科学)については、「博士(甲)論文審査及び最終試験結果報告書」(様式第3号の1)及び「論文審査及び最終試験結果の要旨」(様式第3号の2)、博士(人間環境科学)については、「博士(甲)論文審査及び最終試験結果報告書」(様式第4号の1)及び「論文審査及び最終試験結果の要旨」(様式第4号の2)によって研究科教授会に報告しなければならない。ただし、第3条第4項に規定する者については、博士(文学、社会科学)については、「博士(乙)論文審査及び最終試験結果報告書」(様式第5号の1)、「論文審査及び最終試験結果の要旨」(様式第5号の2)及び「学力の確認結果報告書」(様式第5号の3)、博士(人間環境科学)については、「博士(乙)論文審査及び最終試験結果報告書」(様式第6号の1)、「論文審査及び最終試験結果の要旨」(様式第6号の2)及び「学力の確認結果報告書」(様式第6号の3)によって研究科教授会に報告するものとする。

(認定)

第10条 教授会は、本学学則の定めるところにより、学部の課程修了の認定について議決する。

2 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を審議する。

3 前項の学位授与の認定は、研究科教授会の出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

(審査結果の報告)

第11条 研究科長は、前条第2項及び第3項の規定により、学位授与の可否を決定したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、第10条第1項の議決に基づき、学士の学位を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、修士及び博士の学位の授与を決定する。

3 学長は、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(博士学位論文の要旨等の公表)

第13条 博士の学位を授与したときは、本学は、授与した日から3ヶ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士学位論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力のもと、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により学位論文を公表するときは、福岡女子大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称の使用)

第15条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第16条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 学長は、学位を授与された者につき、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会又は研究科教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し学位記を返還させることができる。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、様式第7号、第8号、第9号、第10号とする。

(細則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年12月19日から施行する。

2 この規程の施行前に本学の学士の称号を有する者は、この規程による学士の学位を授与されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡女子大学学位規程の規定は、平成27年4月1日以降に入学した学生について適用し、平成27年3月31日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学学位規程の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡女子大学学位規程の規定は、平成29年4月1日以降に入学した学生について適用し、平成29年3月31日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学学位規程の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡女子大学学位規程の規定は、令和9年4月1日以降に入学した学生について適用し、令和9年3月31日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学学位規程の規定は、なおその効力を有する。

様式第1号（第9条関係）

学位（修士）論文審査及び最終試験結果報告書

年 月 日

人文社会科学研究科教授会 殿

論文審査及び最終試験委員

主査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

論文審査及び最終試験の結果を下記のとおり報告します。

記

専攻及び課程	学籍番号	氏 名
審 査 論 文 題 目		
論文審査及び 最終試験結果	A B C D（否）	

審査基準項目別の審査結果

番号	審査基準項目	評価※
1	研究課題の新規性・独創性	
2	研究課題の学術的意義・社会的意義	
3	先行研究に対する検討・批判	
4	調査対象・調査手法の適切さ	
5	論理展開および構成	
6	学術上の意義	
7	研究倫理の遵守	

（※ 各項目の評価は、A（優）、B（良）、C（可）、D（否）の4段階で行う）

論文審査及び最終試験結果の要旨

様式第2号の2（第9条関係）

〈学位（修士）論文審査及び最終試験結果報告書：審査表〉

学位論文審査委員

主査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

審査基準項目別の審査結果

番号	審査基準項目	評価※
1	学術上の創意工夫・新規性	
2	得られたデータの取扱いの適切さ	
3	先行研究の取扱いの適切さ	
4	論旨の明確性・一貫性	
5	表現・表記法の適切さ	
6	構成の体系性	

（※ 各項目の評価は、A（優）、B（良）、C（可）、D（否）の4段階で行う）

■特に優れていると評価される点

--

■その他、改善すべき点など

--

様式第3号の1（第9条関係）

博士（甲）論文審査及び最終試験結果報告書

年 月 日

人文社会科学研究所教授会 殿

論文審査及び最終試験委員

主査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

論文審査及び最終試験の結果を下記のとおり報告します。

記

専攻及び課程	学籍番号	氏 名	
審 査 論 文 題 目			
論文審査及び 最終試験結果	合 否		
	審査基準項目別の審査結果		
	番号	審査基準項目	評価※
	1	テーマ設定の適切性、重要性	
	2	当該分野の学問的水準への到達度と研究の位置 づけの明示性	
	3	研究の独創性、発展可能性	
	4	論文構成・理論展開・論述の妥当性、正確さ	
	5	研究倫理の遵守	
(※ 各項目の評価は、可・不可の2段階で行う)			
博士論文提出資格取得日		年 月 日	
博士後期課程退学日		年 月 日	

様式第3号の2（第9条関係）

論文審査及び最終試験結果の要旨

様式第4号の1 (第9条関係)

博士 (甲) 論文審査及び最終試験結果報告書

年 月 日

人間環境科学研究科教授会 殿

論文審査及び最終試験委員

主査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

論文審査及び最終試験の結果を下記のとおり報告します。

記

専攻及び課程	学籍番号	氏 名	
審 査 論 文 題 目			
論文審査及び 最終試験結果	合 否		
	審査基準項目別の審査結果		
	番号	審査基準項目	評価*
	1	学術上の創意工夫・新規性	
	2	得られたデータの取扱いの適切さ	
	3	先行研究の取扱いの適切さ	
	4	論旨の明確性・一貫性	
	5	表現・表記法の適切さ	
	6	構成の体系性	
(※ 各項目の評価は、A(優)、B(良)、C(可)、D(否)の4段階で行う)			
博士論文提出資格取得日	年 月 日		
博士後期課程退学日	年 月 日		

様式第4号の2（第9条関係）

論文審査及び最終試験結果の要旨

様式第5号の1 (第9条関係)

博士 (乙) 論文審査及び最終試験結果報告書

年 月 日

人文社会科学研究科教授会 殿

論文審査及び最終試験委員

主査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

論文審査及び最終試験の結果を下記のとおり報告します。

記

勤務先	職名	氏名
審査論文題目		
論文審査及び最終試験結果	合 否	
	審査基準項目別の審査結果	
	番号	審査基準項目
	1	テーマ設定の適切性、重要性
	2	当該分野の学問的水準への到達度と研究の位置づけの明示性
	3	研究の独創性、発展可能性
	4	論文構成・理論展開・論述の妥当性、正確さ
	5	研究倫理の遵守
	(※ 各項目の評価は、可・不可の2段階で行う)	
博士論文提出資格取得日	年 月 日	
博士後期課程退学日	年 月 日	

様式第 5 号の 2 (第 9 条関係)

論文審査及び最終試験結果の要旨

様式第6号の1（第9条関係）

博士（乙）論文審査及び最終試験結果報告書

年 月 日

人間環境科学研究科教授会 殿

論文審査及び最終試験委員

主査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

論文審査及び最終試験の結果を下記のとおり報告します。

記

勤務先	職名	氏名																					
審査論文題目																							
論文審査及び最終試験結果	合 否																						
	審査基準項目別の審査結果																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>審査基準項目</th> <th>評価[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>学術上の創意工夫・新規性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>得られたデータの取扱いの適切さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>先行研究の取扱いの適切さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>論旨の明確性・一貫性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>表現・表記法の適切さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>構成の体系性</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		番号	審査基準項目	評価 [※]	1	学術上の創意工夫・新規性		2	得られたデータの取扱いの適切さ		3	先行研究の取扱いの適切さ		4	論旨の明確性・一貫性		5	表現・表記法の適切さ		6	構成の体系性	
番号	審査基準項目	評価 [※]																					
1	学術上の創意工夫・新規性																						
2	得られたデータの取扱いの適切さ																						
3	先行研究の取扱いの適切さ																						
4	論旨の明確性・一貫性																						
5	表現・表記法の適切さ																						
6	構成の体系性																						
	(※ 各項目の評価は、A(優)、B(良)、C(可)、D(否)の4段階で行う)																						
博士論文提出資格取得日	年 月 日																						
博士後期課程退学日	年 月 日																						

様式第6号の2（第9条関係）

論文審査及び最終試験結果の要旨

様式第7号（第18条関係）

○第	号	
卒業証書・学位記		
氏	名	
年	月	日生
本学	学部	学科
所定の課程を修めたことを証する		
福岡女子大学 学部長 印		
右により本学を卒業したことを認め、		
学士（ ）の学位を授与する		
年	月	日
福岡女子大学長 印		

備考 ○印の箇所は、専攻の略号を記入する。

様式第8号（第18条関係）

	○ 修 第 号
学 位 記	
	氏 名
	年 月 日 生
本 学 大 学 院	研 究 科 専 攻 の
博 士 前 期 課 程 に お い て 所 定 の 単 位 を	
修 得 し 学 位 論 文 の 審 査 及 び 最 終 試 験 に	
合 格 し た の で 修 士 () の 学 位 を 授 与 す る	
	年 月 日
福 岡 女 子 大 学	大 学 印

備考 ○印の箇所は、専攻の略号を記入する。

様式第9号（第18条関係）

○ 博（甲） 第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日 生
本 学 大 学 院 研 究 科 専 攻 の
博 士 後 期 課 程 に お い て 所 定 の 単 位 を
修 得 し 学 位 論 文 の 審 査 及 び 最 終 試 験 に
合 格 し た の で 博 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る
年 月 日
福 岡 女 子 大 学 大 学 印

備考 ○印の箇所は、専攻の略号を記入する。

